

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和5年9月7日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和5年8月8日

日立市長 小川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和5年6月5日午後5時頃、日立市□□町□□□□□番地先市道1号路上において、路面が陥没していたため、福島県南会津郡南会津町□□字□□□□□番地□□□□氏所有の自動車が走行した際、左側前輪及び後輪がこれに落輪し、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金12,384円